

東北公益文科大学における研究費の使用に関する行動規範

[平成 27 年 3 月 25 日理事会決定]

本学の教職員は、研究活動において経費を使用するにあたっては、いかなる不正も行うことなく、以下の規範に基づき行動するものとする。

- 1 研究活動のための経費（以下「研究費」という。）は、学納金や国民の税金による公的資金及び多方面からの支援に寄る寄付金等が原資となっていることを十分認識する。
- 2 研究費の使用にあたっては、社会的信頼に応えるよう効果的、効率的に使用するとともに、使用についての説明責任を果たす。
- 3 研究費の使用に関する法令や関係規則及び学内の諸規程等の内容を十分に理解し、遵守する。
- 4 研究費の不正や不適切な使用を防止するため、透明性で実効性のある管理・監査体制を整備する。
- 5 研究費の執行管理にあたっては、必要な知識の研鑽に努め、細心の注意をもって行う。
- 6 研究費の不正や不適切な使用に至る要因の排除に努めるため、不正防止計画を策定する。

以上の行動規範を実効あるものとするべく、必要な規程等の整備を図る。